

# 第25回麻薬犯罪取締セミナー

## 実施報告書

1986年9月23日～10月10日

国際協力事業団  
警察庁保安部保安課

JKCA  
000  
215  
TAF  
BRARY

27

S. C.

86-496



JICA LIBRARY



1033482[9]

国際協力事業団		
受入 月日	'87. 2. 13	000
登録 No.	15984	21.5 TAF





麻薬犯罪取締セミナーの参加者





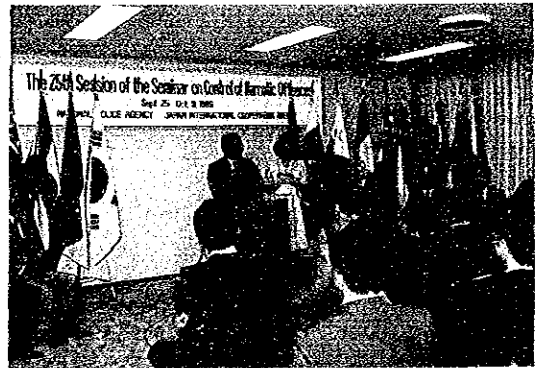
開講式での警察庁保安部長あいさつ



研修員発表



活発な意見がだされた総合討論



閉講式での警察庁保安課長あいさつ





# 目 次

第一 はじめに	i
1 目 的	1
2 開 催 期 間	1
3 開 催 場 所	1
4 日 程	2
5 参 加 者 名 簿	3
(1) 研 修 員	3
(2) オブザーバー	6
(3) 事 務 局 員	8
第二 総 合 討 論	9
1 総合討論仮議題	9
2 総合討論議事録	10
(1) 薬物不正取引の現状と対策	10
(2) 薬物乱用の現状と対策	15
(3) 国 際 協 力	22
第三 セミナー総括	30
1 総 括	30
2 総括に対する意見	31



## 第一 はじめに

“麻薬犯罪取締セミナー”は、麻薬犯罪の根絶を期すため、コロンボ計画に基づく技術協力の一環として、昭和37年から日本国警察庁と日本国国際協力事業団との共催によって、毎年東京で開催されているものである。

本年は、第25回目に当たり、東京で開催された「先進諸国首脳会議」で薬物問題が正式議題になるなど、薬物問題に対する国際世論の高まりがみられる中、関係各国の麻薬取締りを担当する機関長クラスの上級幹部の参加を得て、薬物問題に関する研修及び施策の協議を行い、薬物問題に関する国際協力の強化を図った。

### 1 目 的

国際性の強い麻薬・覚せい剤事犯に関する捜査技術の研修、情報交換、討議等を行うことにより、有効適切な施策を見出すとともに、関係国相互間の理解と協力関係を一層深め、薬物乱用犯罪の根絶に寄与しようとするもの。

### 2 開催期間

昭和61年9月23日から10月10日までの18日間

### 3 開催場所

東京国際研修センター（TIC）

東京都渋谷区西原2-49-5

4. 第25回麻薬犯罪取締セミナー日程

月 日	曜	午 前		午 後		
		9:30~10:40	10:50~12:00	13:30~14:40	14:50~16:00	
9. 23	火	来 日				
24	水	ブリーフィング				
25	木			開 講 式 プログラム オリエンテーション		
26	金	日本警察の概況 (企画課長)	日本における国際捜査協力の現状(国刑事事官)	日本の薬物取締機構法令 (保安課長)	日本の薬物犯罪の取締り (薬物対策室長)	
29	月	研修員発表 コスタリカ, パナマ, ベネズエラ, ベルー		研修員発表 アメリカ( DEA ), ボリビア, チリ, ブルネイ		
30	火	研修員発表 インド, スリランカ, インドネシア		研修員発表 タイ, ビルマ, マレーシア, パキスタン		
10. 1	水	研修員発表 香港, シンガポール	警視庁表敬訪問及び見学			
2	木	研修員発表 韓国, フィリピン		総 合 討 議		
3	金	総 合 討 議				評価会
6	月	研修旅行 兵庫県警察本部 京都府警察本部 神戸税関 その他				
7	火					
8	水					
9	木		閉 講 式			
10	金	離 日				

5. 参加者名簿

(1) 研修員

国	名 前	職 名
Bolivia ボリビア	Dr. De Teitez Figueroa, Lino <u>Celia</u> セ リ ア	Chief, Education Department Against Drug Abuse and Pharnaco-Dependency, National Direction for the Control of Dangerous Substance, Police Department, Ministry of Interior 内務省国家危険物質統制監督部 薬物乱用及び薬物依存に対する教育課長
Brunei ブルネイ	Mr. Sabli Bin Haji Ahmad サ ブ リ	Superintendent of Customs, Kuala Belait クアラ・ペライト地区税関係長
Burma ビルマ	Mr. Hla Sein フ ラ セイン	Director, People's Police Force, Tenasserim Div., Ministry of Home & Religious Affairs 内務宗教省テナセリウム地区人民警察軍隊長
Chile チ リ	Mr. Juan Ramon <u>Ortega Zamorano</u> オルテガ	Chief, Youth Affairs Div., Drug Control Dept., City Police 都市警察麻薬取締部青少年課長
Costa Rica コスタリカ	Mr. Chacón Laurito <u>Jorge Alberto</u> ジョージ	Judge, Justical Crime, Supreme Court Justice 最高裁判所裁判官
Hong Kong 香 港	Mr. Kwock Cho-Kuen Albert クオック	Superintendent, Narcotics Bureau, Royal Hong Kong Police ロイヤル香港警察麻薬局警視

国	名 前	職 名
India インド	Mr. M. <u>Veeraiyan</u> ベライアン	Deputy Director, Directorate of Anti Evasion, Zonal Unit, Madras マドラス地区税関次長
Indonesia インドネシア	Mr. <u>Ahwil Lutan</u> アールウィル	Deputy Director, Sub-Directorate Narcotic, The Indonesian National Police, Dept. of Defense 国防省インドネシア国家警察麻薬次
Korea 韓 国	Mr. <u>Lee Jae-Hyun</u> リ ー	Administrative Officer, Narcotic Division, Ministry of Health & Social Affairs 保健社会部麻薬課行政官
Malaysia マレイシア	Mr. <u>Aseh Bin Che Mat</u> ア セ	Principal Assistant Secretary (Police Affairs), Ministry of Home Affairs 内務省首席大臣補佐 (警察担当)
Pakistan パキスタン	Mr. Saiyed Aqueel <u>Rizvi</u> リズビー	Director General, Intelligence & Investigation (Customs & Excise), Is 大蔵省国税局税関長
Pakistan パキスタン	Mr. Ghulam <u>Asghar</u> Khan アスガー	Regional Director, Pakistan Narcotics Control Board, Lahore 内務省ラホール地区麻薬取締課長
Panama パ ナ マ	Mr. Luis Donato <u>Blackman Sanchez</u> ブラックマン	Assistant Director of Anti-Narcotic Special Forces, Ministry of the Treasury 財務省麻薬防止特別部隊副隊長
Peru ペ ル ー	Miss Ruiz <u>Ketty</u> ケティー	Attorney Counselor, National Planning Insti- tute of Peru 国家計画研究所法律顧問

国	名前	職名
Philippines フィリピン	Mr. <u>Rosauro M. Supnet</u> ロサウロ	Senior NBI Agent, National Bureau of Investigation, Ministry of Justice 法務省国家捜査局上級捜査官
Philippines フィリピン	Mr. <u>Maj Hasan, Esa</u> JPC エサ	Commanding Officer, Narcotics Command, XI Narcotics Regional Unit, Ministry of National Defense 国防省麻薬取締部隊隊長
Singapore シンガポール	Mr. <u>Ho Hoe Sing</u> ホー	Chief Narcotic Officer, Central Narcotics Bureau 中央麻薬取締局首席麻薬取締官
Sri Lanka スリランカ	Mr. <u>T.A.L. Weerasinghe</u> ウーラシング	Customs Officer, Narcotic & Data Branch, Sri Lanka Customs スリランカ税関麻薬データ支部税関職員
Thailand タイ	Mr. <u>Chrtchai Suthiklom</u> チャトチャイ	Head, Suppression Sub-Division II, Narcotics Law Enforcement Division, Office of the Narcotics Control Board 麻薬取締委員会事務局 (ONCB) 第二取締課長
Venezuela ベネズエラ	Dr. <u>Hector Rafael</u> Campos ヘクター	Professor of Pharmacology and Toxicology Faculty of Medicine U.C.V. ベネズエラ中央大学医学部薬理毒物学科 教授

## (2) オブザーバー

国	名 前	職 名
Australia オーストラリア	Mr. Graeme Lade グラエム レイド	Australian Embassy 在日オーストラリア大使館一等書記官
Canada カナダ	Mr. Jone B. Connolly ジョーン コナリー	Liaison Officer, Royal Canadian Mounted Police 在香港カナダ大使館駐在官
F.R. of Germany 西ドイツ	Mr. Christian Rosswag クリスチアン ロスバーク	Commercial Attache, Embassy of the F.R. of Germany 在日西ドイツ大使館商務担当官
Italy イタリア	Mr. Antonio D'Acunto アントニオ ダクント	Dell'Interno, Cabinet of Minister 内務省法律顧問
United States of America アメリカ合衆国	Mr. Joseph E. Krueger ジョセフ クルーガー	Drug Enforcement Administration, US Department of Justice DEA サンフランシスコ管区局長
United States of America アメリカ合衆国	Mr. Felix T. Demicco フェリックス デミコ	Chief, Youth Affairs Div., Drug Control Dept., City Police D E A 東京事務所長
United States of America アメリカ合衆国	Mr. Wyman E. Shuler, III ウィマン シュラー	Assistant Special Agent in Charge, Naval Investigative Service Resident Agency N I S 横浜事務所次長
United States of America アメリカ合衆国	Mr. John R. Helmersen ジョン ヘルマーソン	Customs Attache, American Embassy, Tokyo 在日アメリカ大使館関税駐在官



国	名 前	職 名
日 本	Mr. Tsuneo Nakamura 中村恒雄	厚生省薬務局麻薬課
日 本	Mr. Hiroshi Wakamatsu 若松 浩	大蔵省関税局監視課
日 本	Mr. Minoru Aoki 青木 稔	海上保安庁警備救難部警備第一課
日 本	Mr. Akinori Onoe 尾上昭徳	警視庁防犯部保安第二課長
日 本	Mr. Katsushi Mizuguchi 水口勝史	千葉県警察本部警ら部保安課長

## (3) 事務局

所 属	名 前	職 名
National Police Agency 警 察 庁	Mr. Kazumi Itoh 伊 藤 一 実	Director, Safety Division, Safety Department, N.P.A. 保安部保安課長
N.P.A. 警 察 庁	Mr. Toyoki Ikumori 生 盛 豊 樹	Chief, Drug Control Office 保安部保安課薬物対策室長
N.P.A. 警 察 庁	Mr. Takashi Mori 森 喬	Chief, Research and Education Section, Inter- national Research and Training Institute for Criminal Investigation 国際捜査研修所第一研修室長
N.P.A. 警 察 庁	Mr. Shouji Koyano 小 谷 野 捷 治	Assistant Director, Safety Division 保安部保安課薬物対策室
N.P.A. 警 察 庁	Mr. Shinichi Nagatsuji 長 辻 慎 一	Police Inspector, Safety Division 保安部保安課薬物対策室
N.P.A. 警 察 庁	Mr. Yoshiki Goto 後 藤 佳 樹	Police Inspector, International Research and Training Institute for Criminal Investigation 国際捜査研修所第一研修室長
N.P.A. 警 察 庁	Mr. Hiroyuki Sugimizu 杉 水 弘 幸	Technical Officer, Section Chief, Investigative Planning Division 刑事局刑事企画課
N.P.A. 警 察 庁	Mr. Takato Ohnari 大 成 隆 人	Assistant Inspector, Safety Division 保安部保安課薬物対策室
T.M.P.D. 警 視 庁	Mr. Tomio Toda 戸 田 臣 雄	Assistant Inspector, Narcotic Control Division, Tokyo Metropolitan Police Department 警視庁防犯部保安第二課

## 第二 総合討論

### 1 総合討論仮議題

#### (1) 麻薬不正取引の現状と対策

- 密造
- 密輸と不正取引
- 警察と税関の協力
- 情報提供者，コントロールド・デリバリー，その他の技術の利用
- 処罰
- 訴追手続き

#### (2) 薬物乱用の現状と対策

- 中毒者の治療と矯正
- 乱用者に対する刑罰
- 社会教育

#### (3) 国際協力

- 国際不法薬物取引
- 二国間協力
- 地域内における政策の調和
- 麻薬と向精神剤に関する新条約案
- ICPOとOCG

## 2 第25回麻薬犯罪取締セミナー 総合討論会議録

議長（生盛豊樹 警察庁保安部保安課薬物対策室長）：

主催者側として、3つの仮議題を用意した。

1. 薬物不正取引の現状とその対策
2. 薬物乱用の現状とその対策
3. 国際協力

の3つである。それぞれに幾つかの項目を設定したが、それらに限定するものではない。自由に討論して欲しい。

### (1) 薬物不正取引の現状と対策

議長：

この議題の各項目は ①密造、②密輸と不正取引、③警察と税関の協力、④情報提供者、コントロールド・デリバリー、その他の技術の利用、⑤処罰、⑥訴追手続き、となっている。これらについては、各国のカントリーレポートの際に言及されているが、総合的に討論したい。

Miss. Ketty（ペルー）：

ペルーでは、ジャングル近くの村落と都市地区で密造が行われている。警察と軍は、コカ葉が栽培されている村落を重点に取締りを強化している。アメリカとコロンビア政府の協力を得て、取締り作戦を展開し、幾つかの製造工場を破壊し、薬物を押収した。都市部においては、ペルー警察がリマの密造所の捜査を行っている。

これらと闘うために最も必要なものは“技術”である。他の国でどのような技術が使用されているのかお聞きしたい。また、資金も必要であり、先進国からの援助があれば有り難い。

Mr. Demicco（アメリカ・DEA）：

密造の問題については、アメリカがここ2、3年積極的に取り組んできた。しかし、例えばアマゾン等の僻地全般について密造所を破壊する

ことは不可能であるので国または地域的に絞って作戦を実施し、密造所を破壊することとしている。ところが長期的な効果は期待できない。

そこで我々が得た結論は、薬物の製造に必要な薬品の製造、輸送等を、法的あるいは自主的に規制するということである。これがアメリカ、ボリビア、ペルー、コロンビア各政府の協力によって大成功を収めている。我々が帰国後すべきことは、製薬会社から麻薬取締機関に対し自主的な通報ができる制度を設立することである。この方が世界中の密造所を摘発するより、より効果的である。

Mr. Veeraiyan (インド) :

インドは主要なあへん生産国であるので、我々は不正栽培を減らし、合法的な栽培地区からの薬物流出を最小限に押さえなければならない。

しかし、農民たちは貧困である。不正薬物の栽培を減らすには、彼等に対する援助が必要であり、合法麻薬の適正価格についても検討を必要としている。幾つかの部族の生活は薬物の栽培にかかっているのが現状で、代替作物がない限り、不正栽培をやめさせることはできない。

Mr. Khan (パキスタン) :

インドと同じ意見である。パキスタンでは、特定の地域を除いて、けしは1978年以降全く栽培されていないし、栽培地の面積も限られている。貧しい農民に対しては、何らかの生活の糧を提供しなければ、不正栽培の撲滅は期待できない。

アメリカの西ドイツの援助で、代替作物及び農民教育プログラムを開始した。徐々に成果を上げ、6年間であへんの生産を800 tから45 tにまで減少することができた。

プログラムの一環として、ローンを提供したり、学校や病院、道路を整備した。しかし、一部の地域では農民が武装し抵抗したが、なんとか不正栽培地を一掃することができた。密造所を摘発すると同時に、農民に代替物を与える事が、密造を撲滅する上で必要だ。

議長：

タイでは、国連や関係各国の支援を得て、強硬な作物代替政策を実施していると聞いたが、説明してほしい。

Mr. Chartchai (タイ)：

10年前から国連の援助で代替作物プログラムを実施している。1982年からは西ドイツからも援助を受けている。

このプログラムは当初うまく行かなかったが、1982年以降は順調である。けしの栽培地を探すため、1月から2月にかけて、飛行機や徒歩で調査し、1982年から1986年の間にかなりの栽培地を壊滅することができた。あと数年で一掃できると思う。残っている問題は、ゴールドライアングルを共有する他の国に、密造所が移動しているということだ。

議長：

次に、処罰と訴追手続き等について聞きたいが、マレーシアやシンガポールをはじめとする国々では、麻薬犯罪に対して厳罰主義で臨んでいるし、日本などいくつかの国は処罰を厳しくする事を考えているが、厳罰主義が本当に麻薬犯罪防止に有効なのか。意見を聞きたい。

Mr. Ho (シンガポール)：

シンガポールが死刑を導入したのは1975年で、当初、死刑宣告件数がかかり多かったが、1978年以降は着実に減少している。マレーシアで麻薬犯罪に対して死刑が導入されたのは1983年のことで、死刑の数はおびただしく増えているが、シンガポールと同様に減っていくと思う。現在、シンガポールでは死刑相当の犯罪を摘発するのが困難になってきている。なぜなら、厳罰主義の副作用として国内での麻薬取引が無くなり、法律のあまり厳しくないヨーロッパやアメリカ、ニュージーランド、オーストリア等へ移った。彼等はその様な国で有罪判決等を受けたりしたときは、シンガポールへの送還を恐れている。帰国後の処刑を恐れているからだ。

Mr. Aseh (マレーシア) :

現在、死刑の数は増加しているが、時がたてば減少するものと信じている。マレーシアに関する限り、厳罰は抑止力として働いている。

Mr. Weerasinghe (スリランカ) :

スリランカでは、第 13 法令により、2 g 以上のヘロイン、コカイン、3 g 以上のモルヒネ、500 g 以上のあへんの密売・所持・密造・輸入・輸出に対して死刑が適用されている。シンガポールやマレーシア等の厳罰主義の国から流れて来る密売人に関する問題はない。

Mr. Rizvi (パキスタン) :

他の市民の生命を奪えば、終身刑か死刑に値するものである。薬物の社会の生命を脅かすものであり、麻薬犯罪は全世界的な悪だ。だからもっと厳しい処罰を課し、それが世界各国で均等に課せられなければ、世界的な効果は得られない。単に犯罪者が処罰の軽い国へ流れるだけの結果となってしまふ。

我々、麻薬犯罪と闘う全ての国が、国連等の国際機関を通じて、各国の処罰が均等になるよう検討すべきと思う。

Mr. Demicco (アメリカ・DEA) :

処罰の問題は、国際問題として見た時、さほど重要とは思わない。処罰はその国に永く根差した文化や宗教的背景等によって決定されている。特に回教国では他の国より厳しい刑罰があらゆる犯罪に課せられており、これがすべての国に受け入れられるとは考えられない。逆にアメリカで非常に厳しいと考えられる処罰でも、なま優しいと思われる場合もあるだろう。世界中の反応はそれぞれ異なるので麻薬犯罪について均等の処罰で対処することは不可能ではないかと思う。

森 (国際捜査研修所) :

アメリカと同じ意見だ、罰金に関していえば、20 ドルや 40 ドルというのは、日本人にとってはそれほど高額ではなく、その罰金のために麻薬犯罪を踏みとどまることは少ない。しかし他の国では、その額が払

いきれない高額である場合もあると思う。だから、罰金の基準を設けるより、各国の事情を考慮した修正が必要と思う。

Mr. Rizvi (パキスタン) :

麻薬犯罪が問題化したのは大戦後のことであり、言い替えれば麻薬犯罪には歴史はない。だから、刑罰の決定について各国の文化的背景をそれほど重視する必要があるとは思わない。新条約でも“各国間の刑罰の調整が必要である”という条項もあり、これが国際協力を進める方向だと思ふ。

Mr. Jorge (コスタリカ) :

刑罰が麻薬犯罪を防ぐ魔法の杖とは思わない。コスタリカでは、麻薬犯罪の捜査に対し、警察が十分な捜査に対し、警察が十分な捜査ができる体制を確立するのが先決である(警察では 24 時間の余裕しかなく、3 日間位に引き伸ばす必要がある)。

Miss. Ketty (ペルー) :

コスタリカと同じ意見である。刑罰の目的は麻薬犯の矯正にある。法にたずさわる人間の使命は犯罪の防止ではなく、あくまで犯罪者の矯正だと思ふ。刑罰は麻薬問題の解決策ではないと思ふ。

Mr. Veeraiyan (インド) :

全ての国が厳罰主義を取っても問題は解決されるとは思わない。私達は麻薬取締官や情報提供者に活動の活性化を図るための奨励策を設けるべきだと思ふ。

水口 (千葉県警察) :

日本では、1 kg 以上の覚せい剤を密輸入した場合、7～8 年の懲役が普通である。もし、シンガポールのような基準だと全員死刑になってしまう。しかし、現場捜査の担当官としては“厳罰は麻薬犯罪を防止する強力な手段となる”という考えには同意できる。

各国の事情はあると思うが、究極の目的は地球上から麻薬犯罪を撲滅することにあるので、これを実現するために全ての国が協力して厳罰を



課す必要があると思う。

議長：

アセアン諸国は不正取引に対する政策を調整しようとしていると聞いたがそうか。

Mr. Ho (シンガポール)：

何年も前から討議しているが、合意には達していない。1984年に、アセアンでは麻薬に関する刑罰と対策を検討する研究グループを設立した。全てのアセアン諸国が“予防措置法”を制定することになると思うが、現在のところ、この法律を持つのはマレーシアとシンガポールだけであって、他のアセアン諸国は国内法を整備することが先決である。

議長：

活発な意見の表明に感謝する。

## (2) 薬物乱用の現状と対策

議長：

この議題では、①中毒者の治療と矯正、②乱用者に対する刑罰、③社会教育の3つの項目を準備したが、これにこだわるものではない。薬物の乱用及び対策について意見を頂きたい。

Dr. Celia (ボリビア)：

ボリビアでは、最近薬物乱用防止キャンペーンを開始した。私はその責任者であるが、これは小学生以上を対象として実施している。特別に訓練を受けたスタッフを各行政部に送って、キャンペーンの追跡調査を行っている。薬物乱用と密輸にどれくらいの人に関与しているか、正確な数字を把握する目的で実施していくものである。

ボリビアは、コカインの生産国であるが、コカインの乱用者の数も判っていない。7～8才の小学生ですらコカインを乱用している現状で、我々は薬物乱用の実態をつかむべく努力している。

Dr. Hector (ベネズエラ) :

私の国においては“BPYLL”という調査を、若い世代の若死防止という観点から、実施している。これは“死につながる危険性”を意味している。この問題は、薬物乱用の防止と同様に重要な問題である。薬物の乱用により人々は寿命を縮めるだけでなく、犯罪にも関与している。ラテンアメリカの平均寿命は65才だが、乱用者の寿命はそれより5%も短い。だから、薬物乱用防止・広報に当ってはこの調査結果を活用すべきと思う。

議長 :

薬物乱用の目前の危険性だけでなく“死亡の危険性”、“寿命を短くする危険性”についても考慮する必要があると思う。教育キャンペーンに、このようなアプローチは非常に有効ではなからうか。

Mr. Hasan (フィリピン)

フィリピンでは、1972年から毎年11月の第3週を麻薬防止週間と定めて、種々のキャンペーンを実施している。政府及び外郭団体等の全ての関係者が関与し、学校のカリキュラムの中に予防教育を取り入れている。我が国では、公立、私立にかかわらず予防教育が義務付けられ、子供たちは薬物乱用の症状や違法行為に対する刑罰等について教わっている。どの学校も講義やセミナーを開いており、大臣もNARC COMやNBIそして危険薬物委員会等からの講師によるセミナーを開いている。また、KIANIS、ライオンズクラブ、JGS等の民間団体もこれに協力している。

議長 :

教育キャンペーンについては、生命と健康への危険性を強調する方法と、麻薬防止キャンペーンを学校教育に取り入れる方法とがあるように思うが、他の国ではどうか。

Mr. Ho (シンガポール) :

シンガポールでは15年前から予防教育を実施している。最近英国で

使用されている薬物乱用防止のための教材を入手し、導入を検討している。英国の研究者は、従来の予防教育では大人の勝手な基準を押し付けに過ぎず、効果的ではないと指摘している。新しい方法は若者にメッセージを送るというもので、我々は今までと異なる新しい方法の導入を検討している。

Mr. Khan (パラスタン) :

我が国では、麻薬防止教育の導入に加えて、防止キャンペーンへの国民一人一人の参加を呼びかけ、宗教団体のリーダーにも協力を依頼している。さらにマスコミにも協力を求めているが、彼等は協力的で大衆に我々のメッセージを伝えている。我々はすべての市民すべての親に参加を呼びかけている。

Mr. Demicco (アメリカ・DEA) :

薬物対策について、長い間に人々の態度が大きく変わってきていることに気付く。法の施行のみが解決策であると考えていた時期、あるいは矯正のみが対策である、さらに教育や研究のみが解決策であると考えた時期があった。

アメリカ政府は2、3年前から、薬物乱用と闘う戦略に軌道修正をしている。しかし麻薬取締官の役割は20%で、40%は教育と薬物乱用の原因究明のための研究で、残りの40%は1万5千に及ぶ団体に依存している。

教育は則座に結果は出ない。法律を変えたり、警察官を動員し取締りを強化すれば、成果は数字ですぐに現れる。教育キャンペーンは、結果が出るまでに時間がかかるが、おそらく最良の解決策と言えらる。我々のメッセージは若物に向けられており、我々は将来に望みを託していることといえる。将来、我々は薬物問題を減らすことができるだろう。

アメリカ政府は予防教育が最良の解決策になってくれると信じている。

議長 :

次に、治療、リハビリについて討議したい。

Mr. Khan (パキスタン) :

パキスタンでは、すべての大都市の治療センターには精神科医が配置され、中毒者に対し無料で治療をしている。ここではヘロインから離脱させるため、患者はあへんの錠剤が与えられ徐々に投薬量を減らし、最終的にはゼロにする。これには約 10 日かかり、その後は両親の監視下に置かれる。センターでは彼等が正常な生活を送っているか否かの追跡調査を行っている。

さらに元患者は毎月定期検診のため治療センターに報告しなければならず、その間隔は 1 か月、3 か月、6 か月となり、最終的には 1 年に 1 回となる。

議長 :

マレーシアには治安判事のいるストップセンターというものがあり、リハビリ等各種の機能をそこに集中していると聞いたが説明して欲しい。

Mr. Aseh (マレーシア) :

マレーシアには、政府が設立した 7 つの矯正センターと、3 つの民間ボランティア団体がある。政府直営の矯正センターでの矯正プログラムは、最長 2 年間で、同所に来る人達は 2 種類ある。1 つは治安判事の指令で警察に逮捕され、強制的に収容される場合で、もう 1 つは彼等が自主的に来る場合である。

矯正担当官は、中毒者の症状に応じて、2 年間の最長期間内で、収容すべきかどうかを決定している。矯正にはいろいろな方法があるが、すべての患者は体力向上の訓練を受け、健康を取り戻してから、精神科医からカウンセリングを受け精神的な矯正に入る。矯正プログラムには職業訓練、農業訓練等があり終りには社会復帰のためのプログラムが数多く用意され、彼等の生活を安定させるために永久就職先の世話もしている。しかし、中には何度もセンターに戻ってくる人もいる。

この矯正プログラムは一応の成果を納めているが、センターの収容能力は全中毒者の 5 % に過ぎず、全員の矯正を終了するには 15 年から 20

年はかかるだろう。そういうことから地域社会の協力が非常に重要であり、ボランティア団体の活動も重要である。

中村（厚生省薬物局麻薬課）：

日本では、1957年ころからヘロインの乱用が急増し、1965年まで麻薬中毒者が増え続けた。このため1963年に麻薬取締法が改正され、治療矯正制度が設けられた。取締、啓発、リハビリ等の努力のかいがあって、最近では新規中毒者数は年間10人以下にまで大幅に減少させることができた。しかし我が国では覚せい剤乱用に関する問題が解決しておらず、覚せい剤取締法には何の規定もないので、今後の課題となっている。

議長：

日本では、乱用されている薬物の種類が他の国と異なるので事情も異なるのだと思う。次に、中毒者等に対する治療と刑罰について議論したい。カントリーレポートによると、香港では乱用者にも刑罰を課しているし、韓国も同様と聞いたがどうか。

Mr. Kwok（香港）：

薬物の乱用及び所持は処罰の対象となるが、自主的に治療や助けを求めてきた人は起訴されない。単なる所持及び喫煙の場合の最高刑は3年の懲役である。

Mr. Lee（韓国）：

韓国には中毒者はいない。だから、矯正、治療のプログラムは大ざっぱなものである。治療、矯正の機関と、取締りの機関は別で、公立の精神病院で診察を行っている。

Mr. Hasan（フィリピン）：

フィリピンでは、禁止されている薬物を所持したり乱用したりすると処罰される。6か月から12年の禁固刑あるいは6千から1万2千ペソの罰金となる。しかしフィリピン政府機関に自主的に来た人は処罰されず、カウンセラーの治療を受ける。フィリピンには公立、私立の治療セ

ンターがあり、裁判所の決定によってセンターで治療を受けることとなる。完治してから解除するが、中途半端な場合には悪循環となってしま  
う。

Mr. Weerasinghe (スリランカ) :

スリランカでは矯正計画はまだスタートしていないが、矯正センター  
の整備計画があり、担当者が数名、香港へ派遣されて矯正システムにつ  
いて学んでいる。これについて、香港の代表から意見を聞きたい。

Mr. Kwok (香港) :

香港では、多くのプログラムが用意されている。1つは“矯正部”に  
よって管理され、麻薬や他の犯罪で有罪判決を受けた人が中毒者と判明  
すれば、拘留の上、強制プログラムを受ける。

2つめはメタドン治療プログラムと呼ばれる自主プログラムで、25の  
メタドン治療診療所がある。中毒者は自主的に登録をし、毎日メタドン  
による治療を受けるが、100%成功しているとはいえない。というのは、  
街に多くの薬物が出回り、安価な時は治療にやって来る人は減少するし、  
逆の場合は多くの人々が治療にやってくる。これは、市場にどれだけの薬  
が出回っているかのバロメーターにもなっている。

中毒者は維持プログラムや解毒プログラム等のいずれかを選択するこ  
とができる。これらはボランティア団体や宗教団体によって運営されて  
いる。

つまり、香港では、刑罰と治療の2本立てになっており、裁判で有罪  
判決を受けた人は強制治療を受け、自主的に強制を求めてきた人は違う  
形で治療を受ける。

Mr. Demicco (アメリカ・DEA)

私の個人的な意見であるが、矯正プログラムは全く役に立っていない  
と思う。たいていの矯正プログラムは高い再犯率を記録しているからで、  
どうして人々が薬に手を出すのかを解明したほうが賢明だろう。アルコ  
ール中毒の方がずっと良い更生率を示している。更生率の低い麻薬中毒

患者の矯正を国家戦略の1つに組み込むべきではない。それよりも人が薬を使用しなくなるように研究にお金を費やすべきである。

Mr. Blackman (パナマ) :

我が国では、中毒者の問題はそれ程深刻ではない。少量の薬物の所持で逮捕された場合、精神科医の診断を受け、中毒者であると判明すれば処罰の対象とならず、矯正センターへ送られることになる。矯正センターでは、他のアジアの国のように代替薬物が使用されることはない。

予防教育は非常に難しい問題だ。というのは子供たちは警察官や医師の言うことを信じないからである。だから、パナマは両親の教育をするキャンペーンに力を入れている。子供たちには両親の適切なアドバイスが必要だからである。

議長 :

中毒者自身を教育するだけでなく、彼等の周りの人間、つまり家族、特に両親を教育することは大切な事だと思う。

Mr. Veeraiyan (インド) :

法的の目的は、基本的には中毒者を救い、各国にとって有益な人間、最終的には世界にとって善良な人間にすることだと思う。そして中毒者が必要としているのは“思いやり”なのだ。だから彼等に矯正カウンセリングを受けさせ、メッセージを伝えるべきなのだ。メッセージを伝えるのは両親を通してよりも、おそらく同僚の方がよいだろう。とにかく思いやりをもって彼等に治療を受けさせるべきだ。状況が許せば代替薬物なしで治療すべきだろうが、そうでなければ少量の代替薬物が必要である。いずれにしても、このような思いやりを持ったアプローチが、まだ隠れている中毒者を勇気づけ、治療に来させるだろう。もう一度繰り返すが、麻薬中毒者あるいは我々が救いたい人間に必要なのは“思いやり”である。

私としては、警察が治療に首をつっこむのは好まない。治療はボランティア団体、医者、ソーシャルワーカーの手で行うべきだと思う。

Mr. Rizvi (パキスタン) :

政府代表としてではなく、私個人の意見であるが、矯正プログラムは場あてりの対策だと思う。今必要なのは、中毒の原因を究明する研究だろう。

Mr. Shuler (アメリカ・N I S) :

私は、全く治療をしないという考えと、同情的に治療を行うという中間的立場をとりたい。世界中に驚くべき数の中毒者がいて、現に大きな麻薬の需要を生み出している。若者を対象とした教育がいずれ効果を発揮するだろうが、我々は、現在数多くの中毒者を抱えている。治療を怠れば、彼等は麻薬市場を生み続けるし、麻薬問題に大きな影響を与え続けるだろう。

だから、我々はこういった人々から目を離さず治療を施し、麻薬市場の需要の減少に努めなければならないと思う。

議長 :

矯正センターを出ても、中毒患者に逆戻りという事もよくあり、治療の有効性も気になるところではあるが、今まで話し合ったことは非常に有益であり、今後の活動に大いに役立つと思う。どうも有難う。

### (3) 国際協力

議長 :

第3議題、国際協力について議論したい。ここでは①国際不法薬物取引、②二国間協力、③地域内における政策の調和、④麻薬と向精神剤に関する新条約案、⑤ICPOとOCCについて討論していきたい。

Mr. Chartchai (タイ) :

タイでは、世界中の友人のために最善を尽くしているし、今のところ国際協力については問題ない。

Mr. Jorge (コスタリカ) :

わが国にとって、経済及び技術協力が不可欠である。しかし内政干渉



はしてほしくない。

Dr. Hector (ベネズエラ) :

ベネズエラの軍は、最近今までに例に見ないほど巨大なマリファナとコカインの栽培地を発見し、この問題に関してコロンビア政府と協議を始めた。というのは、この栽培地がコロンビアとベネズエラの国境上にあるからで、ペルーとボリビアから来た密売人がアマゾンの密林のあるベネズエラとコロンビアの国境付近で仕事を始めたものである。

この例からも、ベネズエラでは、コロンビア政府の協力を必要としている。

Dr. Selia (ボリビア) :

ボリビアは、コカ葉の主要生産国である。コカ葉はペースト状に加工され、コロンビアに送られてから精製されている。精製され、純度の高められたコカインは、USA、中央アメリカ、ヨーロッパへ、そしておそらく東南アジアへも密輸されていると思う。こうしたことから、ボリビアにとって国際協力が密売人と闘い上で不可欠なものである。もし協力体制が出来上がれば、ボリビア側からも密売人の情報を即座に皆さんの国に伝えることが出来るだろう。

議長 :

各国が、生産国、中継国、消費国のいずれに該当するかによって、法執行機関の立場が異なると思うが、どうか。

Mr. Rizvi (パキスタン) :

カントリーレポートやこれまでの討論から、麻薬密輸を取り締まる上で国際協力が最も重要な道具の1つである事がはっきりした。しかし、それをいかに実施するかについては十分な意見が出たとは思わない。そこで次の2点について提案したい。

(1) 何が国際法であるかを明確にし、認識すること。

国際法とは、国際条約のことで、これによって情報交換及び協力の権限を与えられることになる。最も重要な条約は1977年条約で、他

にも1965年、1982年の勧告等がある。しかし既存の国際法を施行しているだけでは目的の達成は難しいだろう。それらの実施を助ける行政上のアレンジメントが必要である。

(2) 関係各国に法執行官の駐在

最も有効な行政上のアレンジメントは、国相互の同意及び互惠主義に基づいて、生産国、中継国、消費国の間で、有能な法執行官を各国に駐在させることだと思う。麻薬犯罪の場合は、捜査をいかに速く進め、いかに速く証拠を集めるかそのスピードが命だ。通常的外交ルートでは決してうまく行かないだろうし、もし駐在制度があれば、すぐに回答が得られて、必要とする証拠もすぐに入手することが出来るだろう。

Mr. Aseh (マレーシア) :

マリファナ、コカイン、あへんについては、ずいぶん討論されたが、覚せい剤や向精神剤のような新しい形の麻薬についてはほとんど話し合っていない。私はこれらの薬が、何処で生産され、何処から来るのか知りたい。

Mr. Chartchai (タイ) :

私もマレーシアと同様に、どの国で覚せい剤を製造しているか知りたい。これらは世界にとって新しい脅威となっている。

私達は、以前からヘロイン等の麻薬と闘っており、将来は麻薬の撲滅に成功するだろう。しかし、その代りに覚せい剤がはびこる恐れがあり、覚せい剤を防ぐためにどのように協力すべきかを知りたい。

Mr. Aseh (マレーシア) :

我が国は、麻薬犯罪に対して非常に厳しい法律を持つ国の一つであることは話したが、この法律のおかげで、麻薬の問題、特にタイからの密輸を減少させることができた。しかし、タイ当局と協力したとき、以前は市場に溢れていたヘロインが向精神剤にとって替わっているのを発見した。だから、私も従来の麻薬の撲滅に成功すれば今度は覚せい剤に悩

まされると考えている。

Mr. Demicco (アメリカ・D E A) :

世界的に需要のある覚せい剤は、U S A、韓国、台湾から来ている。アジアにおける主な供給国は韓国と台湾である。自分の国で麻薬なんか造られていないと自信を持ってはいけない。1969年、私がパキスタンに赴任した当時、ヘロインが造られている可能性があるとの報告書を出したが、だれもが“そんなことはあり得ない”、“彼等はそんな技術を持っていない”と言っていた。しかしその2年後、最初の13の密造所が発見されるということがあった。学校で化学を習った人なら誰でも向精神剤を造ることは簡単である。だから、自分の国では密造されていないとは言い切れない。

Mr. Pizvi (パキスタン) :

1980年と1981年にアメリカの援助を得てインターポールが調査を行い、報告書を出した。これによると向精神剤や新しい形の麻薬は、主に英国、西ドイツ、アメリカ、日本等の先進国から来ているとのことである。密輸には製薬会社の書類が悪用されており、調査を進める必要があると勧告している。この様な事態に対処するためにも、何らかの形で国際協力が必要であると思う。

Mr. Demicco (アメリカ・D E A) :

これらの横流しされた薬物は、指摘のとおりU S A、日本、英国、ドイツ等の主要製薬会社で製造されたものであり、これら向精神剤については2つの問題がある。1つは横流しされた薬物の問題、もう1つはその元になる合法的な薬物の問題である。全ての国が合法薬物を規制する様々な条約に係わっているし、日本にも薬品の供給を厳しく規制する法律がある。アメリカにも非常に厳しい法律があり、1年前に制定されたばかりのこの法律をさらに強化した。D E Aでは製薬会社の立入検査を行い、製造法、製造工程をチェックしただけでなく、製薬会社は原料の出し入れを1g単位までチェックし、記録に残さなければならない。今

までかなりの成果を上げ、薬物を横流ししていた医者、薬剤師、製薬会社を検挙した。その結果、多くの関係国でも法律が強化されたと聞いている。

議長：

工業製品が麻薬の前駆物質になるとか、あるいは製造に使われるという実態があるが、大半の薬品は、正しい目的に使用され、その一部が流用されているという問題がある。そういう意味で薬物の行政機関が統制することの難しさがあると思う。

Mr. Khan (パキスタン)：

パキスタンでは、薬品の製造と販売の管理は、保健省が行っている。保健省、製薬会社のすべての製品の分析を行い、その結果を他の省庁へ送っている。例えば、あらゆる種類の新しい薬物や向精神剤の原料の詳細は、直ちにパキスタン麻薬管理局に渡り、そしてそれが各県の保健部に送られ、そこでは彼等は、市場に薬物が出回らないような対策を講じることができるのである。

議長：

原料を含めた覚せい剤の国際的な流れについて議論がなされたが、国際協力の議題の中で、捜査上の技術の問題について触れてみたい。例えば、Controlled Delivery については日本を含めた2か国以外の国ではほとんど採用されているようだが、ある意味においては国際協力の問題として大変重要な話題と考えられる。

Mr. Blackman (パナマ)：

Controlled Delivery というのは非常にデリケートな問題で他の国が犯罪組織と闘う上で手助けとなるだろう。私の国では Controlled Delivery を実施しており、相当の成果を上げている。USA の税関、DEA は、私達が手助けをした形の Controlled Delivery にかかわった人間を 100 人単位で逮捕することに成功している。もし我々がこれに協力しなかったら、ただ数百キログラムのコカインを押収し、機長と副操縦士

を逮捕出来ただけであっただろう。小物を相手にするのではなく、ターゲットを大物に絞っている。Controlled Delivery は非常に重要であり、これが我々の実施している国際協力と言えるだろう。我々はControlled Delivery で他国に協力しており、皆さんの国も同様に協力していただくことを希望している。

申し上げたいもう1つは、警察と税関の調整である。パナマでは、税関と捜査部麻薬課との間に問題があった。税関は空港や港で大量のコカインを押収するが、それで捜査は終了していた。警察は街頭で麻薬の取締りをし、突き上げ捜査を実施するが、税関との協力がなかったため捜査は難航していた。そこで私のいるグループが作られた。私はパナマ税関の特別エージェントである。このため税関と警察の間で情報交換がうまく行われるようになった。我々は常に力を合わせ合同捜査を実施している。

密輸や不正取引に関して皆さんが知りたいのは、新しい手口だと思う。パナマで問題になっているのは、運び屋がスーツケースに入れるのではなく、飲み込んで胃の中に隠したり、膣や直腸の中に入れてるので、非常に見つけにくいと言うことである。そして密輸入は、運び屋を1人や2人でなく、10人12人と大量に送り込んで入るのが現状である。おそらく、同じやり方が日本へ覚せい剤を持ち込む際にも利用されるだろう。

議長：

日本の政府機関からそれぞれ担当幹部に出席してもらっているので、警察の現場捜査担当者から意見を聞きたい。

水口（千葉県警察）

昨年の新東京国際空港での検挙状況から説明すると、約80件、100人を検挙している。押収薬物は約80kgであるが、その内覚せい剤が約13kg、ヘロインが約12kg、他はマリファナとなっており、被疑者のうち約半数が外国人である。

密輸の手口は、スーツケースや靴を二重底にしたり、避妊用具の中に詰めたりし、女性の場合は、下着の中に隠すというものである。我々が苦勞するのは、薬物の知情性について否認されることであるが、腸や肛門内に隠匿する場合は、彼等も逃れようがない。物を発見する苦勞も大変だが、その後に必要な証拠を収集し、彼等を起訴に持って行くまでが苦勞している。つまり知情性の立証といったところで苦勞しているわけである。

若松（大蔵省関税局監視課）：

新しい手口については、C O O の “ Enforcement Bulletin ” という情報誌等で、各国から情報を戴き、各地方の税関に提供し、常に現場の職員が新しい手口について知るように努力している。しかし、新東京国際空港などでは、出入国者の数が多過ぎるので、有効な情報を収集しなければならぬ。日本の場合輸出国となる事が少ないので提供することは少ないが、有効な情報を集めることが、密輸手口が巧妙になればなるほど、重要性が増してくると思う。

議長：

取締りなり、捜査の立場から、コンピューターの使用について報告して欲しい。

水口：（千葉県警察）

日本の場合、暴力団が出国するときは職務質問という形で把握され、すべて記録されている。そしてそれは全国に送られている。それ以外にも密輸入に関わった人物もコンピューターに入力され、現在は薬物関係の事犯についてもコンピューターを活用している。

日本では、取締りの重点は、密輸入事犯の検挙、密売事犯の検挙、末端乱用者の検挙の3つである。どれが優先されるかはそれぞれの国によって違ってくるが、日本の場合は、その3つすべてに重点を置いて取り組んでいる。

登山と同様に、ルートは違っても、頂上に達する目的は同じなので、

各国が同じ目的を目指していきたいと思う。

青木（海上保安庁警備救難部警備第一課）：

海上保安庁では、船での密輸入の取締りを行っている。船の場合は、有力な情報があっても、船そのものの隠匿場所が非常に複雑で、仮に見つかっても、個室以外の場所だと被疑者の特定が困難である。また最近の傾向として、外国の船同士が日本の沿岸で積み替えて密輸入してくることである。

Mr. Rizvi（パキスタン）：

Controlled Deliveryについては、隣国同士ではなく離れた国の間で、しかも相手国にエージェントがいる場合に限り有効になると思われる。それを行う場合には、国間の距離、協力関係の度合いを考慮すべきである。

次に資料に関して、日本の税関からCCCの“Enforcement Bulletin”について話があったが、これに付随してCouncilの“Central index”と“Catalog concealment”という2つの資料がある。良い情報と共に活用されれば、かなり良い結果が得られるだろう。国際的な基準からすると10～15%の検挙率があればラッキーといえる。

次はコンピューターについてであるが、パキスタンでは最近コンピューターを導入、麻薬事犯のデータ等について入力し活用を図っている。もし、我々が同じコンピューター言語、コンピューターコードを使用すれば、今後コンピューターを利用した捜査活動の各国間の調整が非常に楽になるのではないかと思う。

議長：

麻薬犯罪の取締等に関し、3つの議題のもとに非常に有意義な議論を行うことが出来た。2日間にわたって議長を勤められたことを大変光栄に思う。皆さんの御協力に感謝して、この討論を終わりたい。有難うございました。

### 第三 セミナー 総括

第25回麻薬犯罪取締りセミナー（1986年9月25日～10月9日、於東京）

#### 総 括

#### 1 前 文

我々は、日本国政府警察庁及び国際協力事業団が、麻薬の乱用及び不正取引問題が国際的拡がりをみせ、関係諸国の健全な発展を阻害し、またいくつかの国においては治安上の脅威となっていることに深く思いを致し、この問題を解決するためには薬物の不正取引及び乱用に対する強力な取締りが必要であるとの認識に達し、1962年以来4半世紀の長きにわたり毎年継続的に麻薬犯罪取締りセミナーを開催してきた功績を高く評価するとともに、

近年薬物乱用問題がとみに深刻化し、本年5月に東京で開催された先進国首脳会議における薬物乱用問題に関する討議が行われたことなどこの問題に対決する気運が世界的に盛り上がりつつある時期に時宜をえて今回の第25回セミナーが開催されたことに注目し、

関係諸国における警察等の薬物取締り機関の上級幹部が相集って薬物犯罪と対決する上で考慮すべき重要課題について討議を尽くし、国際連合、I C P O、関税協力理事会（CCC）その他の国際機関及び関係諸国政府がこの討議の結果を尊重、実現することを期待してこの総括をとりまとめ、

今回の総括の上に立って、今後開催されるべき第26回以降の麻薬犯罪取締りセミナーに今回までのセミナーの成果を継続して行くことを期待する。

#### 2 施 設

- (1) 薬物不正取引との対決のため、薬物生産国、中継国、及び消費国は、それぞれの問題を確認し、薬物不正取引を最終的に解決するため、相互



の国際協力を強化すべきこと。

- (2) このため、関係諸国取締機関は、相互の情報交換、協議を確実なものとするよう、相互に電話、郵便又は直接の接触窓口を設置するとともに、本セミナー研修生は、この点について特に積極的な役割を演ずべきこと。
- (3) 関係諸国は、薬物問題の解決のため積極的姿勢を打ちだしている国連麻薬委員会、国際刑事警察機構その他関係の国際機関との連携、協調に努めるべきこと。
- (4) 警察、税関、矯正機関、薬事行政機関は、実施する施策の相互の調和性の確保に留意すること。
- (5) 薬物の隠匿や密売方法の巧妙性、証拠収集の困難性、不正取引組織の国際的拡がり等犯行方法の高度化に対処するため、各国取締機関は捜査手法の開発、捜査官の教育訓練、捜査・鑑識資器材の開発・整備に努めるべきこと。
- (6) 各国法執行機関は、邪悪な行為をなす薬物不正取引組織に打ち勝つため、関係国政府間の効果的相互協力に資する立法の提案に活発な役割を果たすべきこと。

## 2 総括案に対する意見

討議の冒頭、主催者より討議の素材として総括の原案を参加者に提示し、この原案に基づき討議を進めた。これに対して、各参加者から原案について次のとおり修正、追加を求める意見があった。

- 1 「麻薬の乱用問題が … 諸国の健全な発展を阻害し」の部分に関して
  - (1) 「麻薬の乱用問題が」を「麻薬の乱用及び不正取引問題が」と修正する。  
(アメリカ, DEA)  
(理由) 諸国の健全な発展を阻害しているのは麻薬の乱用問題だけではなく不正取引問題も大きな要因となっていることから。
  - (2) 「諸国の健全な発展を阻害し」を「国際的な安全保障上の問題となっており」と修正する。  
(アメリカ, DEA)

(理由) 麻薬の乱用及び不正取引問題に既に国際的な安全保障上の重大問題となっていることから。

(3) 「麻薬の乱用問題が… 諸国の健全な発展を阻害し」の後に、「またいくつかの国においては治安上の脅威となっていること」を追加する。

(シンガポール)

(理由) (2)の案に対し、全ての国の安全保障上の問題となっているわけではないので、「いくつかの国においては」とし、全員の合意が得られる様、「治安上の脅威」とする。

2. 「関係諸国における警察等の薬物取締り機関の上級幹部が… 討議を尽くし、国際連合、ICPO、その他の国際機関及び関係諸国政府が…」の部分に関して

「国際連合、ICPO」の次に「関税協力理事会(CCC)」を追加する。

(パキスタン)

(理由) 関税協力理事会は世界機関であり、常設委員会を設置している。関税協力理事会にこの総括を送付すれば、麻薬撲滅に役立つ様々な資料を入手することができる。

3. 「施策」に次の項目を追加する。

「各国法執行機関は、薬物取引組織に対し迅速な行動を取り得るよう実務面での適切効果的な相互協力に資する法律の提案に活発、積極的な役割を果たすこと」

(アメリカ、DEA)

(理由) 麻薬犯罪は他の犯罪とは異質であり、国際的に、迅速巧妙に行われ、かつ証拠もすぐに隠滅されてしまう性格のものである。これに対処していくためには、各国取締機関の迅速な対応、協力が必要であり取締機関はこれを可能にする法律の立法面にも主導的な役割を果たすべきである。

これに対し次のような意見があった。

- (1) 原案の施策の中で提案の趣旨は述べられているので追加は必要ない。  
(インド, シンガポール)
- (2) 内容があまりにも詳細に過ぎ, 各国のそれぞれ異なる法律, 司法権とは合い入れない点が出てくる。  
(香港)
- (3) 表現を変えて「各国法執行機関は, 邪悪な行為をなす薬物不正取引組織に打ち勝つため, 関係国政府間の効果的相互協力に資する立法の提案に活発な役割を果たすべきこと」とする。

4 以上の修正, 追加案を討議した結果,

- (1) 上記1に関して,
  - (1)アメリカDEA案, (3)シンガポール案が採択され, 「不正取引問題」, 「いくつかの国においては治安上の脅威となっていること」を原案に追加。
- (2) 上記2に関し,  
国際連合, IGPOの次に「関税協力理事会」を追加。
- (3) アメリカDEA案を修正するパキスタン案を支持。

することを決定し, 満場一致で総括案を採択した。





